Echika 池袋（副都心線池袋駅）　地下街等防災推進計画

令和７年　１０月

東京地下鉄株式会社

1．地下街等の名称、位置、区域及び面積		
	地下街等の名称	Echika 池袋（副都心線池袋駅）・東京メトロ有楽町線池袋駅及び東京芸術劇場の一部・メトロシティ西池袋の一部
	地下街等の位置	東京都豊島区西池袋三丁目 28-14・西池袋一丁目 8-1・西池袋五丁目 1-3
	地下街等の区域	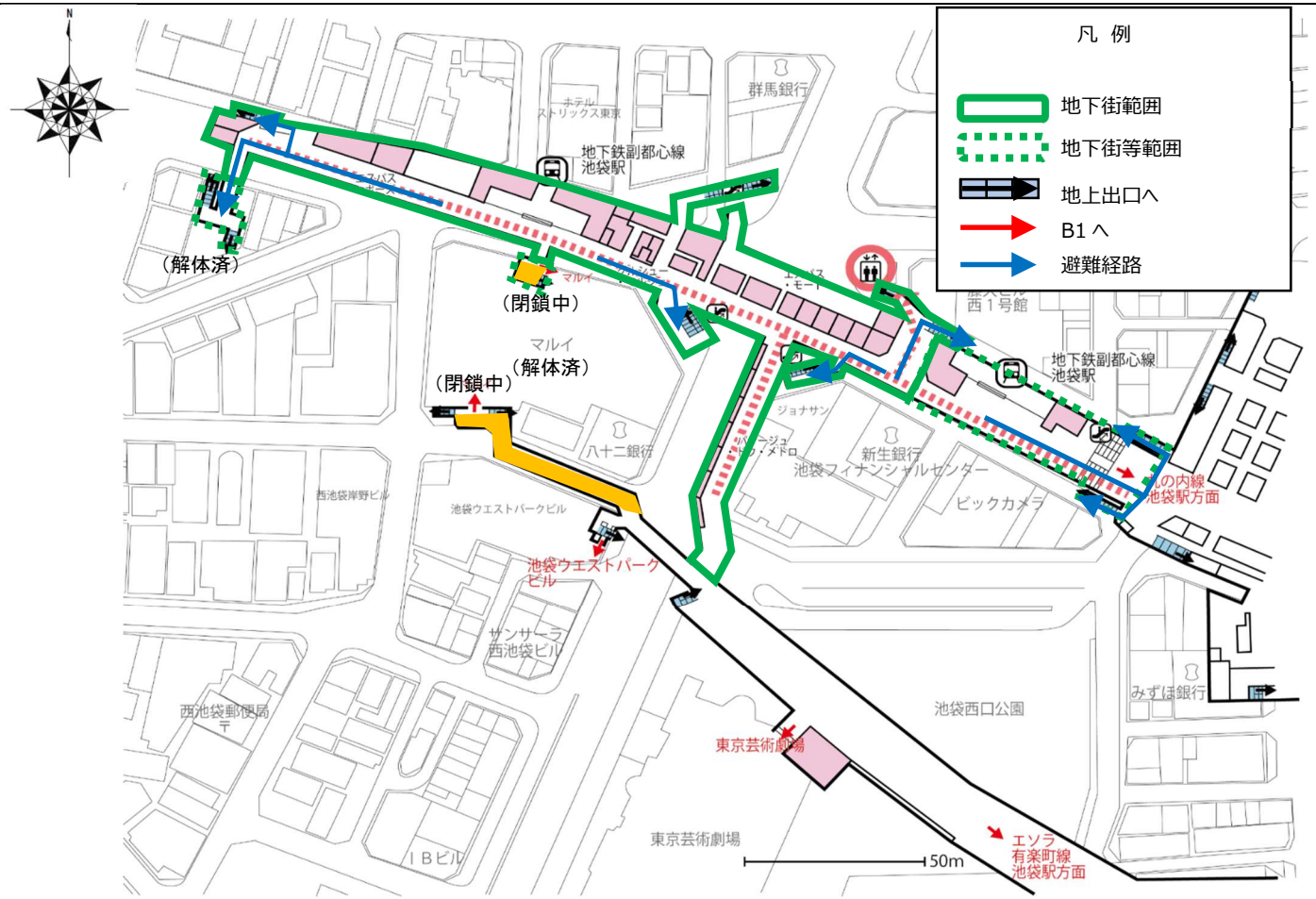
2．地下街管理会社の代表者		
	東京地下鉄株式会社　代表取締役社長　小坂　彰洋	

３．防災管理責任者及び管理体制

防災管理責任者	池袋駅務管区長
管理体制	

自衛水防隊の編成基準

自衛水防統括管理者	池袋駅務管区長
自衛水防隊長	池袋地域区長
（副）池袋駅	
自衛水防副隊長	首席助役又は当務助役

		人数
昼間	総括・情報班	2
	避難誘導・救護班	3
	警戒活動班	2
		合計　7名
夜間	総括・情報班	1
	避難誘導・救護班	3
	警戒活動班	2
		合計　6名

４．地下街防災推進事業において行われる補助対象事業		
	１）避難検討	・地下街の大災害時の避難シミュレーション ・施設の状況把握、避難シミュレーション、誘導方策の検討を実施する。
５．補助対象事業の計画期間、概算事業費		
	１）補助対象事業の計画期間	令和６年度　避難シミュレーション
	２）補助対象事業の概算事業費	・避難検討【４百万円】 Ｒ６避難シミュレーション（４百万円）
６．関連事業		
		・東京都地下街等浸水対策協議会（事務局：東京都 都市整備局）
７．避難誘導計画		
	〇災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方	１　避難誘導の原則 ・浸水時または浸水が予想される場合には、地下施設利用者の避難を最優先に行う。 ・Echika 池袋（副都心線池袋駅）では、池袋地区部会が定める避難誘導計画に従い避難誘導を実施するほか、自施設内においては、副都心線池袋駅の避難確保・浸水防止計画に従う。 ２　避難誘導の開始時期 ・避難誘導の開始は、池袋地区部会においてあらかじめ定めた「池袋地区における地下空間に浸水の危険性があるとき」を原則とする。ただし、浸水が軽微な場合には、Echika 池袋（副都心線池袋駅）の水防責任者（水防法に基づく「統括管理者」相当の者）が判断を行うことができる。 ・豊島区から避難指示が発令された場合、直ちに、地下街等の利用者を避難させるとともに、利用者の安全を確認できた時点で従業員等の避難を速やかに実施する。 ３　避難経路及び避難場所

		・避難経路および避難場所については、あらかじめ池袋地区部会で定めたものを前提として策定された、副都心線池袋駅の避難確保・浸水防止計画による。 ・地下への浸水が発生した場合の避難場所は、原則、地上部の安全が確認された場合は地上とし、それ以外の場合は浸水想定等を踏まえた安全な地上階を確保する。 ・地下街等への浸水により甚大な被害が発生した場合、若しくは、地下街等の周辺部で公共交通機関が麻痺するような大規模な水災害が発生した場合は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区等と連携した対応を行う。 ４　避難誘導の留意事項 ・池袋地区の地上部における地形や地下街等の内部構造を踏まえた避難誘導を行う。 ・放送設備などを使用して、浸水等の状況を説明するとともに、従業員等の指示に従って避難するよう呼びかける。 ・エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用は原則、行わない。 ・停電時の避難誘導を適切に行うため、避難活動等に従事する者は懐中電灯を所持する。 ・地下施設利用者がパニックにならないよう、避難誘導をはじめ、各要員は落ち着いて行動する。 ・高齢者や障がい者など災害時の要配慮者の避難誘導については、施設関係者だけでなく周辺の人に協力を求め迅速に行う。 ・避難経路や避難方法などの案内の多言語化を促進し、外国人が安全に利用できる環境整備を行う。